

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2017-521516(P2017-521516A)

【公表日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2017-029

【出願番号】特願2016-575740(P2016-575740)

【国際特許分類】

C 08 L	21/00	(2006.01)
C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 L	33/10	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	21/00	
C 08 L	9/00	
C 08 K	3/36	
C 08 K	3/04	
C 08 L	33/10	
B 60 C	1/00	A

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゴム組成物であって、

- 補強用充填剤、
- 架橋系、
- 架橋系に対して反応性であるエラストマー・トリックスであって、エラストマー・トリックスが、エラストマーAの少なくとも20mol%のモノマー単位を表す第1のメタクリル酸エステルのモノマー単位を含むエラストマーAを含んでおり、エラストマー・トリックス中のエラストマーAの含量は、少なくとも50phrであり、

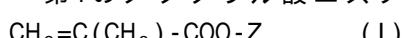
エラストマーAが数種のモノマーのポリマーである場合には、エラストマーAは統計ランダムコポリマーである、前記エラストマー・トリックスをベースとする、前記ゴム組成物。

【請求項2】

第1のメタクリル酸エステルのモノマー単位が、エラストマーAの少なくとも30mol%のモノマー単位を表す、請求項1に記載のゴム組成物。

【請求項3】

第1のメタクリル酸エステルが、式(I)に対応する、請求項1又は2に記載のゴム組成物



(式中、Zは、1個以上のヘテロ原子によって置換されてよく、中断されてもよい、少なくとも2個の炭素原子を含む炭素ベース鎖である)。

**【請求項 4】**

Zが炭化水素ベース鎖である、請求項3に記載のゴム組成物。

**【請求項 5】**

第1のメタクリル酸エステルが脂肪族化合物である、請求項1～4のいずれか1項に記載のゴム組成物。

**【請求項 6】**

エラストマーマトリックスが、架橋系に対して反応性であるモノマー単位を含む、請求項1～5のいずれか1項に記載のゴム組成物。

**【請求項 7】**

エラストマーマトリックスが第2のエラストマーであるエラストマーBを含み、エラストマーBが架橋系に対して反応性であるモノマー単位を含む、請求項6に記載のゴム組成物。

**【請求項 8】**

エラストマーBがジエンエラストマーである、請求項7に記載のゴム組成物。

**【請求項 9】**

エラストマーA中に存在する第1のメタクリル酸エステルのモノマー単位が、エラストマーAの100mol%のモノマー単位を表す、請求項7又は8に記載のゴム組成物。

**【請求項 10】**

エラストマーAが、架橋系に対して反応性であるモノマー単位を含む、請求項6に記載のゴム組成物。

**【請求項 11】**

補強用充填剤が無機充填剤を含む、請求項1～10のいずれか1項に記載のゴム組成物。

**【請求項 12】**

補強用充填剤がカーボンブラックを含む、請求項1～11のいずれか1項に記載のゴム組成物。

**【請求項 13】**

請求項1～12のいずれか1項に記載の組成物を含むゴムでできている半製品。

**【請求項 14】**

請求項13に記載の半製品を含むタイヤ。